

電力供給に係る仕様書

(ロームシアター京都)

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、ロームシアター京都に係る電力の供給における契約に基づく仕様である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) 需要施設とは、当該契約における電力供給場所であるロームシアター京都をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「財団」という。）と電力供給契約を締結する電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための供給者と需要施設との間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持し及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される一般送配電事業者のうちで、当該施設を自ら供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省中部近畿産業保安監督部長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条、財団契約事務取扱要領第9条に規定する職員をいい、この契約において会館の所属長をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条、財団契約事務取扱要領第9条に規定する職員をいい、この契約において会館の所属長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は、次のとおりとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象施設 ロームシアター京都
- (2) 需要場所 京都市左京区岡崎最勝寺町13番地
- (3) 業種及び用途 貸館（ホール・会議室等）
- (4) 電気主任技術者 設備管理・設備保守点検業務受託業者

2 供給電力の仕様

- (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等
 - ア 電気方式 交流3相3線式
 - イ 標準電圧 6,600V
 - ウ 計量電圧 6,600V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 1回線受電

カ 発電設備	別紙1のとおり
キ 蓄熱設備	なし
ク アンシラリーサービス料金対象容量	なし

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。）

契約電力（常時電力） 1, 075 kW

イ 予定使用電力量

2, 966, 881 kWh

（令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時までの使用見込み。自家発電設備の定期検査時等の補給電力を含む。ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り又は下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については、ウ 各月の電力使用計画のとおりとする。）

ウ 各月の電力使用計画（最大需要電力、時間帯別使用電力量）

別紙2のとおり

(3) 需要地点

需要場所における構内に託送者が施設した計器用変成器の負荷側接続点。

(4) 電気工作物の財産分界点

需要地点に同じとする。

(5) 保安上の責任分界点

需要地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は、託送者の責任とする。

(6) 計量日及び計量

計量日は、原則として毎月1日とし、その時点で前月1箇月分の使用量等を一括して計量するものとする。また、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、託送者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

(7) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(8) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、契約期間内において、その月の平均力率により料金の割引及び割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は、契約期間において、原油価格の変動により発電費用が変更となった場合は、その変動額に応じた料金の割引及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ 電気料金の一部に再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれるものとする。

オ その他電気料金の算定に必要な項目については、供給者が定める約款の規定によ

るものとする。

(9) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。)

イ 平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{((\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2)} \times 100$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は、100%とする。

(10) 契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(11) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、財団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(12) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

3 一般事項

(1) 注意事項

ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑義を生じた場合においては、監督員と協議する。

イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。

ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。

エ 供給者は、別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。

オ 供給者は、当該契約に関する業務に伴い、廃材・塵・配線屑等が発生した場合は、その全てを構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理する。

(2) 報告

供給者は、計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は、監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(3) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
 - イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることができる。
- (4) 資料の提供
- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
 - イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次ごとの契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面等で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。
- (5) 資料の記録・保存
- 供給者は、契約期間中の日次ごとの30分単位の電力量及び最大電力を記録し、資料として保存しておくこと（受電日誌等）。

4 その他

- (1) 契約電力の変更
- 契約期間における使用電力量の変動に伴う契約電力の変更は、その値、契約条件を含め監督員、電気主任技術者及び供給者による協議で決定するものとする。
- (2) 設備の状況及び変更等
- 当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については、4者の合意によるものとする。
- (3) 負担金等
- 供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として供給者の電気供給約款等に準ずるものとする。
- また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて財団の負担とする。
- (4) 取引用計量装置
- 最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む）の設置、取り替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は、財団の責に帰すべき事由による場合を除き原則として託送者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任は、すべて託送者とする。ただし、設置場所は、需要施設の施設内を無償で貸与する。
- また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。
- (5) 送電の停止
- 託送者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一

時停止する必要が生じた場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置するものとする。

また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力するものとする。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における財団と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りではない。

5 特記事項等

(1) 最大電力及び使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、最大電力及び使用電力量が大幅に増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、大規模な災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合は、この限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回（1日間）、場内全体停電を行う予定である。（託送者区分開閉器の開閉を伴う作業）ただし、重大な故障が発生した場合等、緊急に修理が必要なときには、臨時に場内全体もしくは部分停電を行う場合がある。

各月の使用予定量 会場名：京都会館(ロームシアター京都)

(単位：kW)

	常時 契約電力	力率 (%)	平日			土曜日			休日		合計
			重負荷時間	昼間時間	夜間時間	重負荷時間	昼間時間	夜間時間	昼間時間	夜間時間	
令和8年 4月	1,075	100%		99,606	21,257		24,447	4,999	35,770	6,698	192,777
令和8年 5月	1,075	100%		112,070	30,071		28,355	4,890	53,328	10,737	239,451
令和8年 6月	1,075	100%		143,842	27,180		36,405	5,261	45,964	6,882	265,534
令和8年 7月	1,075	100%	116,026	79,334	32,092	24,247	19,524	5,507	49,418	7,152	333,300
令和8年 8月	1,075	100%	96,228	65,081	32,562	29,512	22,397	9,877	53,618	11,235	320,510
令和8年 9月	1,075	100%	86,196	62,536	33,641	19,704	16,425	7,847	52,325	10,760	289,434
令和8年10月	1,075	100%		139,390	26,515		29,282	4,890	35,983	6,428	242,488
令和8年11月	1,075	100%		101,610	21,523		27,576	4,532	40,508	7,238	202,987
令和8年12月	1,075	100%		129,934	25,877		23,908	3,804	44,050	8,466	236,039
令和9年 1月	1,075	100%		100,499	21,083		29,252	5,343	44,149	9,430	209,756
令和9年 2月	1,075	100%		105,128	19,731		29,291	5,314	40,981	7,332	207,777
令和9年 3月	1,075	100%		119,235	22,890		31,480	5,958	39,572	7,693	226,828
予定量合計			298,450	1,258,265	314,422	73,463	318,342	68,222	535,666	100,051	2,966,881

・「重負荷時間」とは、毎年7月1日から9月30日の期間の休日をのぞいた毎日午前10時から午後5時の時間を指します

・「昼間時間」とは、重負荷時間をのぞいた毎日午前8時から午後10時の時間を指します

・「夜間時間」とは、「重負荷時間」および「昼間時間」以外の時間を指します

・「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を指します

發 電 設 備

(系統連系無し)

発電設備は以下のとおり。

(ロームシアター京都)

[illegible]

(系統連系有り)

発電設備は以下のとおり。

[illegible]